

飼養衛生管理基準の畜種別案文と豚基準からの変更理由

事項	豚		牛		馬		馬	
	本文(赤字は7月改正案)	豚	本文	移行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	移行該当項目	豚基準からの変更理由
1 家畜防疫に関する基本的事項 (人に関する事項)								
1 家畜の所有者の義務	家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、畜舎の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合には、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。	豚の基準を反映する		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	家畜を馬に変更
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	飼養する家畜が感染する伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。	豚の基準を反映する	1	—	飼養する家畜が感染する伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。	1	—	家畜を馬に変更
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印刷した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び持帰における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6) 持ち込む工具、機材、資材等の取扱い (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8) 農場における防疫のための更衣 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等	豚の基準を反映する		記載なし	次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印刷した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び持帰における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6) 持ち込む工具、機材、資材等の取扱い (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8) 農場における防疫のための更衣 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等		記載なし	家畜を馬に変更 ・野生の感受性動物の息が指定されないため、周囲の禁止事項は反映しない ・愛玩動物により持ち込まれる重大疾病の病原体は想定されないため、反映しない
4 記録の作成及び保管	次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域(8)に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車庫を入れる者については、当該車庫の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規制をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切であることを確認した場合は、この限りでない。 (2) 従事者が海外に渡航した場合に、その滞在期間及び国又は地域の名称 (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容	豚の基準を反映する	21	—	次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域(8)に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車庫を入れる者については、当該車庫の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規制をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切であることを確認した場合は、この限りでない。 (2) 従事者が海外に渡航した場合に、その滞在期間及び国又は地域の名称 (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容	24	—	家畜を馬に変更 ・頭数を頭数に変更 ・月齢を日齢に変更
5 通報ルールの作成等	飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合には当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。	豚の基準を反映する	15 23	—	飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合には当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。	18 26	—	馬には特定症状はないため、反映しない ・現行基準に通報ルールはない
6 獣医師等の健康管理指導	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。	豚の基準を反映する	22	—	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。	25	—	家畜を馬に変更
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	家畜の所有者は、いもしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14、22、26及び28について、平時からその取組内容を蓄積しておくこと。	豚の基準を反映する		記載なし	豚の基準を反映しない ・大臣指定地域を設定するため、反映する		記載なし	大臣指定地域は設定しないため、反映しない ・リスクの高まりに対し、追加措置を設定する対象疾病なし
〔飼養環境に関する事項〕								
8 衛生管理区域の設定	農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を構等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、畜舎に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する靴の全てを脱履すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持ち出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。	豚の基準に同じ	2	—	農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を構等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、畜舎に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する靴の全てを脱履すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持ち出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。	2	—	家畜を馬に変更 ・畜舎を畜舎に変更
9 放牧制限の準備	放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。	豚の基準を反映する		記載なし	豚の基準を反映しない ・口蹄疫の場合、空気伝播のため、出荷や移動の準備を行うことは有効であるため、反映する		記載なし	野生の感受性動物の息が指定されないため、反映しない
10 埋却等の準備	法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(成牛家畜(月齢が満三月以上のものに限る。)-頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)-の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。	豚の基準を反映する	20	—	法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜成鶏(日齢が満百五十日未満のものに限る。)-頭当たり〇・七平方メートルを標準とする。)-の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。	23	—	豚の基準を反映しない
11 愛玩動物の飼育禁止	猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合は除く。)	豚の基準を反映する		記載なし	豚の基準を反映する		記載なし	愛玩動物により持ち込まれる重大疾病の病原体は想定されないため、反映しない
〔家畜に関する事項〕								
12 密閉の防止	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	豚の基準を反映する	14	—	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	17	—	馬は密閉の飼養形態が確認されていないため、反映しない

飼養衛生管理基準の畜種別案文と豚基準からの変更理由

事項	豚			牛			鶏			馬		
	本文(赤字は7月改正案)	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止												
(人に関する事項)												
13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。	豚の基準を反映する	3	—	必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。	3	・家畜を家畜にに変更	必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場、乗馬施設、乗馬牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。	3	・家畜を馬に変更 ・馬の代表施設に変更		
14 他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち上った者(当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)	豚の基準を反映する	6	・大臣指定地域を設定するため、反映する ・牛の関係者を追加	当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち上った者(当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)	7	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない ・家畜の基準のため、家畜人工授精師は反映しない	当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち上った者(当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)	記載なし	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない		
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)	豚の基準を反映する	5	—	豚の基準を反映する	5	—	豚の基準を反映する	記載なし	・ただし、現行基準では車庫を除き、衛生管理区域に入る際の消毒や交換を項目立てしていない(要検討)		
16 衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用	衛生管理区域専用の衣類及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣類の上から着用する衛生的な衣類及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣類及び靴を持参し、これらを用いる場合を除く。)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防止するため、着脱前後の衣類及び靴をすく、分離袋等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣類又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	豚の基準を反映する	記載なし	—	豚の基準を反映する	5 6	—	豚の基準を反映する	記載なし	・ただし、現行基準では車庫を除き、衛生管理区域に入る際の消毒や交換を項目立てしていない(要検討)		
(物品に関する事項)												
17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該消毒専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)	豚の基準を反映する	4	・ただし、交差汚染防止をどこまで求めるか要検討	豚の基準を反映する	4	—	豚の基準を反映する	4	・ただし、交差汚染防止をどこまで求めるか要検討		
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。	豚の基準を反映する	7	—	豚の基準を反映する	8	—	豚の基準と同じ	記載なし	—		
19 海外で使用した衣類等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	過去四月以内に海外で使用した衣類及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。	豚の基準を反映する	8	—	過去二ヶ月以内に海外で使用した衣類及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。	9	・現行の基準の期間に合わせた。	過去●月以内に海外で使用した衣類及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。	記載なし	・期間の設定根拠を要確認		
20 飲用水の給与	飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。	豚の基準を反映する	10	—	飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。	11	・家畜を家畜にに変更	飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。	7	・家畜を馬に変更		
21 処理済みの飼料の利用	飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品廃棄物(食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第六十五号)第二条第三項に規定する食品廃棄物をいう。)を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたもの(攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。)を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。	豚の基準を反映しない	記載なし	・飼料安全法で規制されているため、反映しない	豚の基準を反映しない	記載なし	・食品残さの飼料給餌を介して持ち込まれる病原体が指定されないため、反映しない	豚の基準を反映しない	記載なし	・食品残さの飼料給餌を介して持ち込まれる病原体が指定されないため、反映しない		
22 安全な資材の利用	大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。	豚の基準を反映する	記載なし	・大臣指定地域を設定するため、反映する	豚の基準を反映しない	記載なし	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない	豚の基準を反映しない	記載なし	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない		
(野生動物に関する事項)												
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止	野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼育施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。)その他の必要な措置を講ずること。定期的な防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。おすみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。	豚の基準を反映しない	記載なし	・防護柵の設置は一定の効果はあるものの、飼養管理の実態を踏まえ、反映しない。なお、口蹄疫の発生時にはリスクの高まりに対する追加措置等により対応する。	豚の基準を反映しない	記載なし	・野生いのししにより持ち込まれると想定される重大疾病の病原体がないため、反映しない	豚の基準を反映しない	記載なし	・野生いのししにより持ち込まれると想定される重大疾病の病原体がないため、反映しない		
(家畜に関する事項)												
24 家畜を導入する際の健康観察等	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疫病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疫病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようにすること。	豚の基準を反映する	18	—	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疫病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疫病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようにすること。	21	・家畜を家畜にに変更	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疫病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疫病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようにすること。	13	・家畜を馬に変更		

飼養衛生管理基準の畜種別案文と豚基準からの変更理由

事項	豚				牛				鶏				馬			
	本文(赤字は7月改正案)	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由			
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止																
〔人に関する事項〕																
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を借用させる場合を除く。）。	豚の基準を反映する	5	—	畜舎きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎きん舎専用の手袋を借用させる場合を除く。）。	5	・畜舎を家きん舎に変更	豚の基準を反映する	5	—	豚の基準を反映する	5	・畜舎を豚舎に変更			
26 畜舎ごとの専用の衣履及び靴の設置並びに使用	畜舎ごとの専用の衣履（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを畜舎に着用させること。ただし、衣履又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、靴脱前後の衣履及び靴をすのこ、分履板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣履又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、畜舎に着用させる又は靴の消毒をさせること。畜舎ごとの専用の衣履（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを畜舎に着用させること。ただし、衣履又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、靴脱前後の衣履及び靴をすのこ、分履板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣履又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	記載なし	・靴により、機械的に病原体が持ち込まれるのを防ぐため、畜舎の出入口で靴の履替え又は踏込消毒を実施することとする。 ※項目名から衣履を削除	畜舎きん舎ごとの専用の衣履（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎きん舎に入る者に対し、これらを畜舎に着用させること。ただし、衣履又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎きん舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎きん舎への侵入を防ぐため、靴脱前後の衣履及び靴をすのこ、分履板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家きん舎、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣履又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	6	・感染野鳥が持ち込んだ病原体が衛生管理区域内で定着する可能性があり、畜舎内に持ち込まれる可能性があるため、反映する。 ・家きん舎については、大臣指定地域を設定しないため、当該部分は反映しない。 ・畜舎を家きん舎に変更 ・家畜を家きん舎に変更	豚の基準を反映する	記載なし	・靴により、機械的に病原体が持ち込まれるのを防ぐため、畜舎の出入口で靴の履替え又は踏込消毒を実施することとする。 ・畜舎を豚舎に変更 ※項目名から衣履を削除						
〔物品に関する事項〕																
27 器具の定期的な清掃又は消毒等	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。	12	・現行基準にない、使用する器具は一頭ごとに交換又は消毒すること ・生乳を除くを追加	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては家きん舎一頭ごとに交換又は消毒をすること。	15	・体液が付着するものが想定されないため、反映しない	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。	9	・現行基準にない、使用する器具は一頭ごとに交換又は消毒すること ・馬の器具名に変更						
28 畜舎外での病原体による汚染防止	家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における畜外飼養を中止し、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケース、リフト等を使用するとともに、畜舎に車庫、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。	家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における畜外飼養を中止し、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケース、リフト等を使用するとともに、畜舎に車庫、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。	7	・大臣指定地域においては、衛生管理区域外からの感染防止対策にあって追加的防疫措置を実施するが、野外飼育はリスクが高いため、その禁止を反映する。	家畜の飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における畜外飼養を中止し、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケース、リフト等を使用するとともに、畜舎に車庫、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。	8	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない ・畜舎を家きん舎に変更	家畜の飼養管理に必要な物品を豚舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における畜外飼養を中止し、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケース、リフト等を使用するとともに、畜舎に車庫、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。	記載なし	・大臣指定地域の設定はないため、反映しない ・畜舎を豚舎に変更						
〔野生動物に関する事項〕																
29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさがニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をもつと認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。	11	・畜舎、堆肥舎等は、野鳥により、重大疾病の病原体が機械的に持ち込まれる可能性が想定されているため、現行基準のままとする。	野鳥等の野生動物の家きん舎畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさがニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をもつと認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	12 14	・畜舎を家きん舎に変更	野鳥等の野生動物の家きん舎畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさがニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をもつと認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	8	・野鳥により、機械的に病原体を持ち込むことを防ぐべき重大疾病の病原体が想定されないため、反映しない						
30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所になすみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	豚の基準を反映する	9	—	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所になすみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	10	・畜舎を家きん舎に変更	豚の基準を反映する	6	・畜舎を豚舎に変更						
31 ねずみ及び害虫の駆除	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	記載なし	・ねずみにより、機械的に病原体を持ち込まれる可能性があるため、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	13	・畜舎を家きん舎に変更	豚の基準を反映しない	記載なし	・ねずみにより、機械的に病原体を持ち込むことを防ぐべき重大疾病の病原体が想定されないため、反映しない						
〔飼養環境に関する事項〕																
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくするとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、構材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。	豚の基準を反映する	記載なし	—	豚の基準を反映する	記載なし	—	豚の基準を反映する	記載なし	—						
33 畜舎等施設の清掃及び消毒	畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を3に規定するマニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。	豚の基準を反映する	12 14	—	畜舎きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を3に規定するマニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。	15 16	・畜舎を家きん舎に変更	豚の基準を反映する	9 10	・畜舎を豚舎に変更						
〔家畜に関する事項〕																
34 毎日の健康観察	毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。	豚の基準を反映する	17	—	毎日、飼養する家きん舎の健康観察（家きん舎の健康状態の確認に加え、孵化・出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。	20	・家畜を家きん舎に変更 ・出生を孵化に変更	毎日、飼養する馬畜の健康観察（馬畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。	12	・家畜を馬に変更						

飼養衛生管理基準の畜種別案文と豚基準からの変更理由

事項	豚			牛			鶏			馬			
	本文(赤字は7月改正案)	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	本文	現行該当項目	豚基準からの変更理由	
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 〔人に関する事項〕													
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 〔人に関する事項〕	衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。		豚の基準を反映する		5	—	豚の基準を反映する		5	—	豚の基準を反映する	記載なし	—
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒 〔物品に関する事項〕	衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。		豚の基準を反映する		4	—	豚の基準を反映する		4	—	豚の基準を反映する	4	—
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 〔家畜に関する事項〕	家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。		豚の基準を反映する		15	—	家さん畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。		18	・家畜を家きんに変更	馬家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。	記載なし	・家畜を馬に変更
38 家畜の出荷又は移動時の健康観察	家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。		家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、 家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに 、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。		19	・現行基準にある文言を追加した。	家さん畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家さん畜の健康状態を確認すること。また、家さん畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。		22	・家畜を家きんに変更	馬家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬家畜の健康状態を確認すること。また、馬家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。	14	・家畜を馬に変更
39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、産産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。		豚の基準を反映する		15	—	飼養する家さん畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家さん畜及びその死体、産産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。		18	・家畜を家きんに変更	豚の基準を反映しない	記載なし	・特定症状を規定していないため、反映しない
40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疫病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。		豚の基準を反映する		16	—	飼養する家さん畜に特定症状以外の異状であって、家さん畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家さん畜の増加が確認された場合（その原因が家さん畜の伝染性疫病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家さん畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家さん畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家さん畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家さん畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。		19	・家畜を家きんに変更	飼養する馬家畜に特定症状以外の異状であって、 家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合 （その原因が家畜の伝染性疫病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該馬家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、 飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。	11	・家畜を馬に変更 ・特定症状を規定していないが、異状が確認された場合は現行基準にあり